

令和4年度（第23回）群馬県障害者作品展開催要綱

1 趣 旨

障害のある人たちが、自らの趣味や技術を生かしたり、リハビリテーション活動の中で作成した作品を展示することにより、一般県民の福祉に対する理解を深めるとともに、障害のある人たちが、障害を克服しながら自立し、社会参加への意欲を高める。

2 主 催

群 馬 県

群馬県障害者社会参加推進協議会

第46回県民芸術祭運営委員会

公益財団法人群馬県教育文化事業団

3 後 援（予定）

群馬県議会、群馬県教育委員会、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会、公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会、一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、群馬県精神障害者家族会連合会、群馬県精神障害者社会復帰協議会、公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞社前橋支局、東京新聞前橋支局、日本経済新聞社前橋支局、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、日本放送協会前橋放送局、群馬テレビ、FM GUNMA

4 期 日

令和4年	12月 6日（火）	午後1時半～午後4時
	12月 7日（水）～10日（土）	午前9時～午後4時
	12月11日（日）	午前9時～午後1時

5 会 場

前橋市大手町一丁目1-1 群馬県庁 1階 県民ホール

6 出品できる作品等

(1) 障害者が自ら作成した作品で、次に掲げるものとする。

絵画、書道、写真、手工芸、立体作品、その他

(2) 出品点数は、原則として1人1点とし、会場に陳列可能なものとする。

7 出品規格

- ・ 絵画の部 作品の大きさは、10号（45.5cm×53cm）以内とする。
作品の仕上げは、必ず額装又は台紙等に貼り付ける。
ただし、額装の場合、ガラスの使用は認めない。
- ・ 書道の部 作品の大きさは、縦90cm×横45cm以内とする。
作品の仕上げは、必ず額装・軸装又は台紙等に貼り付ける。
ただし、額装の場合、ガラスの使用は認めない。
- ・ 写真の部 作品の大きさは半切（35.6cm×43.2cm）以内とする。
作品の仕上げは、額装又はパネル張りとする。
ただし、額装の場合、ガラスの使用は認めない。
- ・ 手工芸の部 内訳（陶芸、木工、七宝焼、刺繍、組み紐、編み物、洋裁等）
規格については、展示品を手軽に持ち運びできる程度の大き
さと重さとする。
- ・ 立体作品の部 大きさは、100cm×100cm×100cm以内とすること。
- ・ その他（上記に該当しない作品）
規格については、絵画、書道、写真、手工芸の部に準ずる。

- (注) 1 絵画、書道、写真、手工芸、その他の部で、パネル展示を希望す
る作品には、必ずフック展示するための金具等を装着のうえ、出品
すること。（パネル展示には画鋸での展示は認めない。）
2 額装等は設置パネルに対して、過大とならないものとする。

8 出品できない作品

- (1) 出品規格以上の容積等があり、大きく展示が困難なもの。
- (2) 輸送や取扱の際に、壊れる可能性があるもの。
- (3) 高価で盗難の恐れがあるもの。

9 出品対象者

県内に居住する障害者

10 出品点数・出品方法

- (1) 出品点数は次のとおりとする。

区 分	身体障害者 関 係	知的障害者 関 係	精神障害者 関 係	合 計
出品点数	90	80	80	250

- (2) 出品する者は、別紙1の出品申込書に必要事項を記入し、9月30日(金)

までに次の団体に申し込むものとする。

また、施設・団体が一括して出品する場合は、別紙2の出品一覧表を作成し、別紙1の出品申込書を添えて、次の団体に申し込むものとする。

- 身体障害者関係

公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内

TEL 027-255-6274

FAX 027-255-6275

- 知的障害者関係

公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内

TEL 027-255-6592

FAX 027-255-6593

又は

一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内

TEL 027-255-6212

FAX 027-255-6241

- 精神障害者関係

群馬県精神障害者家族会連合会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内

TEL 027-289-9647

FAX 027-289-9648

又は

群馬県精神障害者社会復帰協議会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内

TEL 027-289-8907

FAX 027-289-8908

又は

公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部

〒371-0034 前橋市昭和町2-16-24 岡田則子様方

TEL 027-234-0253

FAX 027-231-6904

11 搬入・搬出

搬入・搬出の日時は次のとおりとし、障害別に団体ごとに行うものとする。

- ・ 搬 入 12月 6日(火) 午前9時00分～10時00分
- ・ 搬 出 12月11日(日) 午後1時15分～2時15分

12 費 用

出品料は無料とし、作品の出展にかかる費用は、本人負担とする。

13 問い合わせ先

群馬県障害者社会参加推進協議会

公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会内

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター1階

TEL 027-255-6274

FAX 027-255-6275